

目	次
◇神戸大学発明規則……………	1
◇神戸大学組換え DNA 実験実施規則……………	4
◇昭和55年度科学研究費補助金の公募について……………	12
◇神戸大学発明規則	
神戸大学発明規則を次のように定める。	
昭和54年 9月20日	
神戸大学長 須 田 勇	
神戸大学発明規則	
第 1 章 総 則	
(目的)	
第 1 条 この規則は、神戸大学(以下「本学」という。)の教官等の発明に係る特許を受ける権利の取扱い等に関する基本的事項を定め、もつて学術研究の振興に資するとともに、学術研究の成果の社会的活用を図ることを目的とする。	
(定義)	
第 2 条 この規則において「発明」とは、特許法(昭和34年法律第 121号)第 2 条第 1 項に規定する発明及び実用新案法(昭和34年法律第 123号)第 2 条第 1 項に規定する考案をいう。	
2 この規則において「特許」とは、特許及び実用新案登録をいう。	
3 この規則において「教官等」とは、学長、教授、助教授、講師及び助手並びに研究活動に従事する技術系職員等をいう。	
第 2 章 発明委員会	
(設置)	
第 3 条 本学に、神戸大学発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。	
(任務)	
第 4 条 委員会は、学長の諮問に応じて教官等の発明に係る特許を受ける権利の帰属等に関し、審議する。	
(組織)	
第 5 条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。	

- (1) 教育学部、理学部、医学部(附属病院を含む。)工学部、農学部及び教養部から選出された教官 各 1 人
- (2) 文学部、法学部、経済学部、経営学部及び経済経営研究所のうちから選出された教官 1 人
(任命等)
- 第 6 条 委員は、学長が任命する。
- 2 委員の任期は、2 年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長)
- 第 7 条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
(議事)
- 第 8 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)
- 第 9 条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
(庶務)
- 第 10 条 委員会の庶務は、庶務部庶務課において行う。
(細目)
- 第 11 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細目は、委員会が定める。
- 第 3 章 権利の帰属等
- (権利の帰属)
- 第 12 条 教官等は、次の各号の一に該当する発明

を行つた場合において、第14条の規定により国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとする。

(1) 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受けて行つた研究の結果生じた発明

(2) 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行つた研究の結果生じた発明

(発明の届出)

第13条 教官等は、その職務上行つた研究の成果が、発明に該当すると認めるときは、別紙様式第一により、所属部局の長を経由して、速やかに、学長に届け出るものとする。ただし、当該発明が前条各号に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(権利の帰属の決定等)

第14条 学長は、前条の規定により届出のあつた発明について、委員会の議に基づき、当該発明が第12条各号の一に該当するか否か及び当該発明に係る特許を受ける権利を国が承継するか否かの決定を、届出を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

2 学長は、前項の決定をしたときは、直ちにその旨を所属部局の長を経由して当該教官に通知するものとする。

(異議の申立て)

第15条 発明の届出をした教官等は、前条第1項の決定に対して異議があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日以内に、別紙様式第二により、所属部局の長を経由して、学長に対して異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の異議の申立てを受理したときは、異議の申立てを受理した日から起算して20日以内に、委員会の議に基づき、国が特許を受

ける権利を承継するか否かを決定し、その結果を所属部局の長を経由して、当該教官等に通知するものとする。

3 異議の申立てを行つた教官等は、前項の異議の申立てに対する決定については、再び異議を申し出ることにはできない。

(譲渡証書等の提出)

第16条 教官等は、届出をした発明に係る特許を受ける権利を国が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、譲渡証書(別紙様式第三)及び特許出願に要する書類を、別紙様式第四により、所属部局の長を経由して、学長に提出するものとする。

(任意譲渡)

第17条 教官等は、その職務上行つた研究の結果生じた発明のうち、第12条各号の一に該当しないものについて、当該発明に係る特許を受ける権利の国への譲渡を学長に申し出ることができるものとする。

2 前項の申出は、別紙様式第五により、所属部局の長を経由して行うものとする。

3 第1項の申出があつた場合には、第14条及び前条の規定を準用する。

第4章 雑 則

(秘密の保持等)

第18条 教官等の発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な細目は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和54年9月20日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第6条第2項本文の規定にかかわらず、

任命の際学長が指名する者については昭和55年3月31日までとし、その他の者については昭和56年3月31日までとする。

別紙様式第一

発 明 届 出 書

昭和 年 月 日

神戸大学長 殿

所属部局

官職・氏名

このたび、下記の発明を行いましたので、神戸大学発明規則第13条の規定に基づき、届出いたします。

記

- 1 発明の名称
- 2 共同発明者(本学の教官等)の所属部局、官職、氏名・㊟及び持分の比率
- 3 発明の概要
- 4 発表の状況
- 5 発明に至つた研究課題並びに主として使用した研究経費及び研究設備の名称
- 6 その他特記すべき事項

注) 1 考案の場合には、「発明」とあるのを「考案」と、「特許」とあるのを「実用新案登録」と読み替えて使用すること。
2 共同発明の場合の申出者は、代表者とする。

別紙様式第二

異 議 申 立 書

昭和 年 月 日

神戸大学長 殿

所属部局

官職・氏名

昭和 年 月 日付で発明の届出をした下記発明について、昭和 年 月 日付け 第 号で当該発明に係る特許を受ける権利を国が承継する旨決定通知を受けましたが、別記理由書記載のとおり異議があるので、神戸大学発明規則第15条の規定に基づき、異議の申立てをします。

記

発明の名称

別紙様式第三

譲 渡 証 書

昭和 年 月 日

住 所

譲受人 神戸大学長 殿

住所(居所)

譲 渡 人

下記の発明に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

- 1 発明の名称

注) 考案の場合には、「発明」とあるのを「考案」と、「特許」とあるのを「実用新案登録」と読み替えて使用すること。

別紙様式第四

昭和 年 月 日

神戸大学長 殿

所属部局

官職・氏名

下記発明に係る特許を受ける権利に関し、神戸大学発明規則第16条の規定に基づき、譲渡証書及び特許出願に要する書類を提出します。

記

- 1 発明の名称
- 2 共同発明者(本学の教官等)の所属部局、官職、氏名・㊟及び持分の比率
- 3 添付書類
(1) 譲渡証書
(2) 発明の経過及び内容説明書(日本学術振興会特許事務取扱要項に定める様式による。)
(3) 図面
(4) 外国出願調書(日本学術振興会特許事務取扱要項に定める様式による。)
(5) その他参考となる書類

注) 1 外国出願調書については、外国出願を希望する場合のみ提出のこと。
2 考案の場合には、「発明」とあるのを「考案」と、「特許」とあるのを「実用新案登録」と読み替えて使用すること。

任意譲渡申出書

昭和 年 月 日

神戸大学長 殿

所属部局

官職・氏名

印

下記発明について、特許を受ける権利を貴殿に譲渡したいので、神戸大学発明規則第17条の規定に基づき、申出をいたします。

記

- 1 発明の名称
- 2 共同発明者(本学の教官等)の所属部局, 官職, 氏名・印

注) 1 考案の場合には、「発明」とあるのを「考案」と、「特許」とあるのを「実用新案登録」と読み替えて使用すること。

2 共同発明の場合の申出者は、代表者とする。

〔制定理由〕

神戸大学における教官等の発明に係る特許を受ける権利の取扱い等に関する基本的事項を定めるため制定するものである。

◇神戸大学組換えDNA実験実施規則

神戸大学組換えDNA実験実施規則を次のように定める。

昭和54年9月20日

神戸大学長 須田 勇

神戸大学組換えDNA実験実施規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、「大学等の研究機関等における組換えDNA実験指針」(昭和54年文部省告示第42号。以下「指針」という。)に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)における組換えDNA実験(以下「実験」という。)の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(部局の長の責務)

第2条 部局の長は、指針及びこの規則の定める

ところにより、当該部局において行われる実験の安全確保に必要な措置を講じなければならない。

(実験責任者)

第3条 個々の実験計画の遂行に当たっては、実験従事者のうちから実験責任者を置くものとする。

2 実験責任者は、当該実験の安全確保のため、指針及びこの規則に定める任務を果たすものとする。

(安全主任者)

第4条 部局において、実験を実施する者又は実施しようとする者がある場合は、当該部局に安全主任者1人を置くものとする。

2 安全主任者は、当該部局の教授又は助教授をもつて充てる。

3 安全主任者は、部局の長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 安全主任者は、部局の長の管理の下に、実験が指針及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認するとともに、実験責任者に対し指導助言を行うものとする。

第2章 安全委員会

(設置)

第5条 本学に、組換えDNA実験安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第6条 委員会は、学長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し助言又は勧告するものとする。

- (1) 指針及びこの規則に対する実験計画の適合性
- (2) 実験に係る教育訓練及び健康管理
- (3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策
- (4) この規則の改廃
- (5) その他実験の安全確保に関する必要な事項

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 実験に関し、専門的知識を有する教授又は助教授 3人
- (2) 前号以外の自然科学系の教授又は助教授 2人
- (3) 人文・社会科学系の教授又は助教授 1人
- (4) 予防医学又はその関連分野の教授又は助教授 1人
- (5) 教職員の健康・安全管理等に責任を有する事務系職員
- (6) その他学長が必要と認めた学外の学識経験者 若干人

(任命等)

第8条 委員は、学長が任命する。

2 前条第5号以外の委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第7条第1号の委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要と認めたときは、委員会に

委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、庶務部庶務課において行う。

(細目)

第13条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細目は、委員会が定める。

第3章 実験計画の承認

(実験計画の承認)

第14条 実験を実施しようとする実験責任者は、別表に定めるところにより、実験計画書等を所属部局の長を経由して学長に提出し、その承認を受けなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、申請のあつた実験計画について、委員会の議に基づき、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

3 学長は、前項の決定を行う場合において、指針により文部大臣の承認又は認定を必要とする実験計画については、あらかじめ文部大臣の承認又は認定を受けるものとする。

(承認通知)

第15条 学長は、前条の決定を行つたときは、当該部局の長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局の長は、安全主任者及び当該実験責任者にその旨通知するものとする。

第4章 実験の安全確保

(実験の安全な実施)

第16条 実験責任者及び実験従事者は、承認を受けた実験計画に従って安全確保に十分配慮しつつ実験を実施しなければならない。

2 実験責任者及び実験従事者は、安全主任者の指導助言の下に、指針に定める実験実施要項に従って実験を実施しなければならない。

3 実験責任者及び実験従事者は、安全主任者の

指導助言の下に、実験の実施経過等について記録し、保存しなければならない。

(実験施設・設備の管理及び保全)

第17条 実験責任者は、安全主任者の指導助言の下に、指針の定めるところに従い、実験施設・設備に標識を付さなければならない。

2 実験責任者は、安全主任者の指導助言の下に、指針に定める実験施設・設備の定期点検その他管理保全を実施し、その結果を記録しなければならない。

3 実験施設への一時立入及び実験施設内で他の実験並びに作業等を行おうとする者は、実験責任者の許可を受け、その指示に従わなければならない。

(実験試料の保管等)

第18条 実験責任者は、安全主任者の指導助言の下に、組換え体等の実験試料の保管、運搬及び廃棄並びにこれらの記録に関する事項を定めて、これに従って行わなければならない。

2 実験責任者は、組換え体を実験区域から搬出する場合及び実験区域へ搬入する場合は、その都度所属部局の長に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第19条 実験責任者は、年度末には実験経過報告書を、実験が終了した場合には実験終了報告書を、所属部局の長を経由して、学長に提出しなければならない。

第5章 緊急事態

(緊急事態発生時の措置)

第20条 実験責任者は、次に掲げる事態が発生したときは、直ちにその旨を安全主任者を通じ所属部局の長に通報するとともに、災害防止のための応急の措置を講じなければならない。

(1) 地震、火災その他の災害によつて組換え体の実験施設外に漏出し、又は漏出するおそれのあるとき。

(2) 組換え体や病原微生物によつて人体や実験

施設が汚染されたとき。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちに学長に報告しなければならない。

(実験の中止又は制限)

第21条 安全主任者は、指針若しくはこの規則に違反し、又はそのおそれのある実験が計画又は実施されているときは、所属部局の長に報告しなければならない。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、委員会の議に基づき、実験の制限又は中止その他の措置を講ずるものとする。

第6章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第22条 実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対し、指針及びこの規則を熟知させるとともに、安全主任者の指導助言の下に、指針に定める事項について、教育訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第23条 学長は、実験従事者に対し、実験の開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を実施しなければならない。

2 学長は、実験従事者が病原微生物を取り扱う場合には、実験開始前に予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質、ワクチン、血清等を準備しなければならない。また、実験開始後6月を超えない期間ごとに健康診断を実施しなければならない。

3 学長は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、速やかに、実験従事者に健康診断を受けさせるとともに、適切な措置を講ずるものとする。

4 学長は、P3レベル以上の実験区域で実験が行われる場合には、実験開始前に実験従事者の

血清を採取し、実験終了後2年間はこれを保存するものとする。

5 前4項に定める健康診断の実施項目及び実施医療機関は、委員会の議に基づき、学長が定める。

6 学長は、健康診断を実施したときは、その結果を記録し、保存するものとし、本人に通知するとともに、その結果によつては実験の制限又は中止その他必要な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な細目は、学長が定める。

附則

1 この規則は、昭和54年9月20日から施行する。
2 この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第8条第2項本文の規定にかかわらず、任命の際学長が指名する者については昭和55年3月31日までとし、その他の者については昭和56年3月31日までとする。

別表

学長に対する承認及び認定の申請手続

左 欄	中 欄	右 欄
承認又は認定の対象事項	提出書類及び提出部数	提出期限
1 科学研究費補助金等の交付の対象となる実験(指針第1章第7)ただし、次の2の場合を除く。	組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1の1)1部 組換えDNA実験計画書(別紙様式1の2)課題ごとに5部。 ただし、左欄3の実験を行う場合には、中欄3のただし書に規定する資料を添付すること。 また、科学研究費補助金による実験については、研究計画調書の写を課題ごとに5部添付すること。	科学研究費補助金による実験については、毎年11月5日、その他については、当該経費の学内の申請締切日。
2 国立学校における奨学寄附金及び受託研究の交付の対象となる実験(指針第1章第7)	組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1の1)1部 組換えDNA実験計画書(別紙様式1の2)課題ごとに5部。 ただし、左欄3の実験を行う場合には、中欄3のただし書に規定する資料を添付すること。	毎月1日
3 (1) 動植物培養細胞を宿主とする宿主-ベクター系を使用する実験(指針第2章第2節第1の4) (2) 封じ込め方法の基準が定められていない微生物等をDNA供与体として使用する実験(指針第3章第2節1の表の(8)及び(9)) (3) 物理的封じ込め又は生物学的封じ込めのレベルを一段下げて行う実験(指針第3章第2節3) (4) 危険性が予想される実験(指針第3章第3節)	組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1の1)1部 組換えDNA実験計画書(別紙様式1の2)課題ごとに5部。 ただし、左欄3(1)の場合は、宿主-ベクター系の認定申請書(別紙様式2)を5部添付すること。 また、(2)~(4)の場合は、指針第3章第1節を参考に、必要な封じ込めレベルの判断基準となるDNA供与体の安全度評価に関する説明資料を5部添付すること。	毎月1日

4 EK 1及びEK 2以外の宿主-ベクター系 (指針第2章第2節第2の1の(2)並びに同2の(1)及び(2))	宿主-ベクター系の認定申請書 (別紙様式2の1) 1部, (別紙様式2) 5部	毎月1日
5 科学研究費補助金等以外の経費 (教官当積算校費) による実験	3及び4項の中欄と同様	毎月1日

別紙様式1の1

第 号
昭和 年 月 日

神戸大学長 殿

(部局の長)

印

組換えDNA実験計画の申請について
下記の組換えDNA実験の実施について承認を申請します。

No.	組換えDNA実験の課題名	実験責任者の職・氏名

(別紙様式1の2)

組換えDNA実験計画書

No. (注1)

実験責任者	所属部局の所在地	(郵便番号)
	所属機関・部局・職	
	氏名	(印)
課題名		
実験の所	名称・所在地	(郵便番号)
	連絡先(注2)	(電話番号)
DNA供与体	供与体生物の種類(注3)	
	DNAの種類(注4)	
	クローン化しようとするDNAの種類(注5)	

宿主・ベクターの組合せとその性質(注6)					
生物学的封じ込めレベル(注7)	EK 1	EK 2			
物理的封じ込めレベル(注8)	P 1	P 2	P 3	P 4	
物理的封じ込めに係る施設、設備	位置(注9)				
	構造(注10)				
	設備(注11)				
実験従事者	氏名	機関・部局・職	病原微生物取り扱い経験(注12)	組換えDNA実験経験(注13)	
実験経費(注14)	科学研究費補助金	特定研究費	奨学寄附金	受託研究費	その他
安全委員会が本実験計画の実施を適当と認める理由		安全委員会委員長の部局・職 氏名 (印)			

- 注 1. 申請書の記の課題に付した番号を記載のこと。
注 2. 連絡者の部局・職・氏名を記載のこと。
注 3. 供与体の種名及び系統名を記入すること。微生物に汚染されていない生殖細胞、葉緑体等封じ込めレベルの判定に係る特定の組織、細胞、細胞器官等をDNA源とする場合は、その旨も記入すること。
注 4. 記入例: ゲノム全DNA, リボゾームRNAの相補DNA等
注 5. 記入例: トリプトファン合成に関するDNA, 複製開始点を含むDNA等
注 6. 由来, 系統名, 封じ込め効果に係る遺伝的性質を記入すること。指針にEK 1, EK 2として系統名が明記してある系統については, 系統名のみを記入すればよい。〔記入例: 宿主: E. coli K 12株由来のHB 101株 (F⁻ R⁻ thr⁻ leu⁻ recA⁻) ベクター: colE 1由来の pBR 322 (下因子によっても伝達されない。)]
注 7, 注 8. 該当するものを○で囲むこと。
注 9. 実験室あるいは実験区域の位置を図示すること。
注 10. P 3以上の施設について記載すること。
注 11. P 2以上の施設について記載すること。
注 12, 注 13. 有, 無について記載のこと。
注 14. 該当欄に○印をつけること。その他は教官当積算校費等である。

第 号
昭和 年 月 日

神戸大学長 殿

(部局の長)

印

宿主—ベクター系の認定申請について

下記の新しい宿主—ベクター系について $\left[\begin{matrix} B1 \\ B2 \end{matrix} \right]$ レベルの認定を申請します。

記

No.	宿主—ベクター系		実験責任者の職・氏名
	宿 主	ベ ク タ ー	

宿主—ベクター系の認定申請書

昭和 年 月 日

文 部 大 臣 殿

研 究 機 関	所 在 地	(郵便番号)
	名 称	
	代表者・職・氏名	(職印)

下記の新しい宿主—ベクター系について $\left[\begin{matrix} B1 \\ B2 \end{matrix} \right]$ レベルの認定を申請します。
(注1)

記

宿 主— ベ ク タ ー 系	宿 主	
	ベ ク タ ー	
実 験 責 任 者 の 所 属 ・ 職 ・ 氏 名		(印)
実 験 計 画 の 概 要	新しい宿主—ベクター系の 必要性	
	使 用 範 囲	
	特 徴 等	

使 用 す る 宿 主 及 び ベ ク タ ー の 属 す る 生 物 種 の 属 性	自 然 界 での 分 布 (注2)	
	遺 伝 的 特 性 (注3)	
	遺伝子交換範囲と交換され る遺伝子の種類	
	病 原 性 及 び 毒 素 産 生 能	
	寄 生 性 及 び 腐 生 性	
使 用 す る 宿 主 — ベ ク タ ー の 属 性	由来、履歴及び人間との接 触の歴史	
	自然環境を反映する実験条 件下での宿主又は宿主に移 入されたベクターの生存能 力に関する実験結果	
	自然環境を反映する実験条 件下でのベクターの自律的 及び受動的な伝達性に関する 実験結果	
ベ ク タ ー の 宿 主 依 存 性	上記2つの実験結果に関連 する遺伝物質の安定性に関 する実験結果	
	ベクターの宿主依存性	
	宿主及びベクター作成の手順並 びに導入された変異の由来、性 質及び導入法(注4)	
	上記各事項を総合的に判断して、 EK 1又はEK 2と同等の封じ 込め効果を持つと考える根拠	

- (注1) 該当するものを○で囲むこと。
- (注2) 生息環境、生育可能限界温度等について説明すること。
- (注3) 栄養要求性、薬剤耐性等について説明すること。
- (注4) B2レベルの認定を受けようとする場合に説明すること。
- (注5) 上の表の各欄の事項に関して、より詳細な又は関連した記載を要する場合には、別紙として添付すること。

〔制定理由〕

神戸大学における組換えのDNA実験の安全かつ適切な実施に係る組換えDNA実験の安全確保体制及び実験計画の承認手続等について定めるため制定するものである。

◇昭和55年度科学研究費補助金の公募について

このたび、文部省学術国際局長から昭和55年度科学研究費補助金(科学研究費, 研究成果刊行費)の公募通知がありました。

昭和55年度の公募に際し, 昭和54年度に比して変更された主な事項及び応募に当たって特に留意すべき事項並びに応募必要書類, 提出期限等は, 下記のとおりです。

応募者は, 詳細を各部署庶務掛(又は, 研究助成掛)へ照会の上, 研究計画調書等の作成及び提出に当たって遺漏のないよう御留意願います。

記

1. 昭和55年度の公募に際し, 昭和54年度に比して変更した主な事項

- (1) 新たに「核融合特別研究」及び「エネルギー特別研究」を新設した。
- (2) 特定研究の領域について, 次のとおり変更した。

「難病の発症機構に関する基礎的研究」,
「言語生活を充実発展させるための教育に関する基礎的研究」,
「東アジア及び東南アジア地域における文化摩擦の研究」,
「レーザー分光による励起状態の科学」,
「光導波エレクトロニクス」,
「医用高分子材料に関する基礎的研究」,
「細胞質因子の基礎的研究」,
「脳の統御機能」の8領域が終了し, 新たに「真核細胞制御の分子機構」,
「生体機能の化学的シミュレーションと有効利用」,
「太陽系の進化と惑星環境の研究」,
「アモルファス材料物性」,
「生物生産の場における生理的・化学的制御」,
「組換えDNA実

験技術に関する研究」,
「古文化財に関する保存科学と人文・自然科学」,
「海洋の生物過程とその開発利用に関する基礎研究」の8領域が加えられた。

なお, 昭和53年度から発足した「エネルギーの有効利用に関する工学的研究」については, 昭和55年度から発足する「エネルギー特別研究」に組み入れることとした。

(注) 昭和55年度に新たに設定を予定している特別研究等については, 予算の成立を待つて設置が認められることになるので, この点留意のこと。

2. 研究計画調書等の作成及び提出に当たっての留意事項

- (1) 科学研究費の申請に当たっては, 次の書類を各部署の期限までに担当掛へ提出すること。
 - (イ) 個人申請票
 - (ロ) 研究計画調書
 - (ハ) 研究計画調書概要(必要書類とされている研究種目のみ)
 - (ニ) 特定研究及び一般研究(A)において, 申請研究経費中に1品又は1組若しくは一式の価格が1,000万円以上の設備備品がある場合は「設備備品説明調書」
- (2) 旅費, 謝金その他の必要研究費の積算に当たって不明の点がある場合は会計事務担当掛に問い合わせること。
- (3) 個人申請票は, 配分事務処理上の原簿として用いられるものであり, 研究計画調書の記載内容と異なることのないよう留意すること。なお, 個人申請票に記入のミスがある場合及び記入もれの事項のある場合には, 審査の対象外となることもあるので「昭和54年度科学研究費補助金研究計画調書・個人申請票・計画調書一覧等作成・提出要領」に従い, 遺漏のないよう留意すること。

- (4) 同一研究者が一般研究(昭和54年度科学研究費の交付内定通知の際, 昭和55年度にも引続いて交付が予定される旨の通知が行われた研究課題も含む。)及び奨励研究(A)を通じて複数の研究課題の研究代表者となることはできないこと。
- (5) 必要書類の作成に当たっては, 必ず所定の用紙を用いて記入すること。ただし, 研究計画調書については, 謄写印刷あるいは乾式複写器(ゼロックス等)により明瞭に複写したものであれば, 必ずしも直筆であることを要しない。この場合, 所定の用紙と同一の規格になるものとし, このためには, 研究計画調書の上部に研究種目の区分を示す色を塗ること, 2枚以上の用紙により1部となっている

研究計画調書にあっては上部をのり付けすること, 所定の個所に穴をあけること, 用紙の裏・表ともに記入事項がある場合は1枚の用紙の裏・表に複写すること等の措置が必要である。

- (6) 必要書類の提出が期限に遅れると研究計画調書一覧等のとりまとめに支障をきたし, 他の応募者に迷惑をかけることになるので留意すること。

3. 提出期限・必要書類等一覧表

(1) 科学研究費

(イ) 提出期限 11月10日(土)

〔各部署の担当掛を経由して, 庶務部庶務課へ〕

(ロ) 必要書類別提出部数

種 目	必要書類	研究計画調書		研究計画調書概要	個人申請票
		新規	継続		
がん特別研究		4		2	1
自然災害特別研究		4	2	2	1
環境科学特別研究		4		2	1
核融合特別研究		4		2	1
エネルギー特別研究		4		2	1
特 定 研 究		4		(該当の領域のみ) 2	1
総合研究(A)		※5	2		1
総合研究(B)		※5			1
一 般 研 究		※5	2		1
奨 励 研 究 (A)		5			1
試 験 研 究		※5	2		1

- (注) ① 総合研究(A)・(B)及び試験研究について, 研究費を申請しようとする者で2つないし3つの細目(又は分科)で審査を希望する場合は, ※印のついた研究計画調書はそれぞれ次の部数を提出すること。
 ・2つの細目(又は分科)で審査を希望する場合……8部
 ・3つの細目(又は分科)で審査を希望する場合……11部
- ② 総合研究(A), 一般研究(A)・(B)及び試験研究について研究費を申請しようとする者のうち, 「広領域」で審査を希望する場合は※印のついた研究計画調書は8部提出すること。
- ③ それぞれの書類の提出部数の内1部は(写)でもよい。ただし, 提出部数が1部のものは本紙を提出すること。
- ④ 研究分担者承諾書については, 「研究(1)」にあっては, 研究代表者と異なる研究機関に属する研究分担者ごとに1部をとりまとめ上, 研究代表者が本紙を保管し, その(写)1部を提出するものとし, 「研究(2)」にあっては, 研究代表者と異なる研究機関に属する研究分担者ごとに1部をとりまとめ上, その本紙を提出すること。
- ⑤ 組換えDNA実験を含む研究計画については, 上記による研究計画調書等のほかに, 神戸大学組換えDNA実験実施規則第14条第1項別表に定める申請書等を提出すること。

(2) 研究成果刊行費

応募者は、直接文部省学術国際局情報図書館課へ必要書類を提出して下さい。なお、この場合、各部局の担当掛へも、調書等の(写)2部を御提出願います。

- (イ) 提出期間 12月1日(土)～12月6日(木)
(毎日午前9時30分から午後5時まで、ただし、日曜日は除き、土曜日は正午まで)
- (ロ) 必要書類提出部数

種 類 等		計画調書	見積書	整理カード	最新の刊行物又は翻訳対象物	会 則 款 等	あて先明記の返信用封筒(角2, 定形)	
学 術 定 期 刊 行 物		3	1	1	(最新刊) 1	1	各1	
学 術 図 書	一 般 学 術 図 書	3～6 注①参照	1	1			各1	
	特 定 学 術 図 書 注②参照	3	1	1	(翻訳対象) 1		各1	
二 次 刊 行 物 等	二 次 刊 行 物	定期的に刊行するもの	3	1	1	(最新刊) 1	1	各1
		不定期に刊行するもの	3	1	1			各1
	データベース作成	3		1				各1

注① 一般学術図書の計画調書の提出部数は、審査希望部門により次のとおり区分する。
2部門以上にわたるもの……6部、人文科学部門……6部、社会科学部門……4部
理学、工学、化学、生物・農学、医学の各部門……3部

注② 著作権者以外の者が特定学術図書に応募する場合は、著作権者の承諾書を1部提出すること。著作権者が複数の場合は、全員の承諾書が必要である。